

# JL NEWS

Japan League on Developmental Disabilities

NO. 141  
May  
2022

特  
集

## 「福祉防災元年」に向けて 施設における BCP の義務づけが始まります

Introduction .....

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 専務理事 **田中正博**

日本では数々の大震災による被害を受けてきました。戦後に死者が1000人を超えた地震災害は、昭和南海地震(1946年)、福井地震(1948年)、阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震、1995年)、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震、2011年)の4災害です。さらなる自然災害への懸念も高まっています。南海トラフ地震は今後30年での発生確率が70~80%、首都直下地震は同70%程度とされています。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震といった火種も存在します。地球温暖化による気候変動の影響で、気象災害の頻発も毎年のように襲ってきます。折しも世界全体は新型コロナウイルス感染症によるパンデミックとなりました。日本も新型コロナという想定外の禍(ハザード)に見舞われ、感染症による災害を、身をもって体験しました。

東日本大震災からを振り返れば、10年間で防災対策が進んだ部分があれば、今なお課題が残っている部分もあります。東北地方は震災時、すでに高齢化・人口減少が進んでいましたが、これからは日本全体に広がります。今後の防災対策には待ったなしで真剣に取り組むべき時期になります。

2020年にすべての介護事業者(障害福祉事業者含

む)に、感染症や災害への対応力を強化していく策として、業務の継続に向けた取り組みの強化を推進すること、すなわちBCP(事業継続計画)策定が義務づけとなりました。具体的には、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定と、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務づけられました。とりあえず3年の経過措置期間が設けられましたので、本格施行は2023年からとなります。

コロナ禍により、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事=エッセンシャルワークに焦点が当てられました。具体的には、医師・看護師・介護士、農業、小売・販売、通信、公共交通機関などの職種で、これらの仕事の継続性の重要さとともに、その担い手であるエッセンシャルワーカーの重要性が再認識されました。BCP策定は、エッセンシャルワーカーが仕事を維持し機能し続けるための礎です。

今後の防災対策は精神論ではなく、過去から得た学びを通して将来に備え、いつまでに何をするのかを具体的にする段階です。備えてまいりましょう。

# 地域共生社会への一里塚

## BCP と個別避難計画

跡見学園女子大学 教授

鍵屋 一

### はじめに

障がい者などの要支援者を災害時に守るため、2021年度、政府は大きな制度改革を行いました。「福祉関係者へのBCP作成の義務付け」「市町村への避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化」「福祉避難所ガイドラインの改定」です。

私は、この制度改革が行われた2021年度を「福祉防災元年」と言っています。その意義は、防災における福祉関係者と地域コミュニティ・自治体の連携を進めることで、最終的に地域共生社会の実現を目指すことにあります。

### BCPを国の施策に位置づけ

BCPとは、感染症流行や災害などの緊急事態における企業や団体等の事業継続計画（Business Continuity Plan）のことを言います。福祉BCPの目的は、災害や感染症流行などの危機的な状況にあっても、以下の3点を行うことです。

- ① 利用者や施設職員の安全を確保する
- ② 重要な福祉サービスを継続する
- ③ 早期に復旧を図る

たとえば、福祉施設は、火災や災害発生時に利用者と職員が安全に避難するために定期的に避難訓練をしています。しかし、本当に火災や大災害が発生すれば施設に戻れません。あるいは、戻れても停電や断水があるかもしれません。このような場合に、福祉サービスを継続する計画がBCPです。

厚生労働省は、2021年2月26日の社会保障審議会障害者部会で「令和3年度障害福祉サービス等報

酬改定における主な改定内容」として、初めて福祉関係者にBCP作成や地域との訓練の努力義務化について、以下のように示しました。

#### 感染症や災害への対応力強化

1 感染症対策の強化（全サービス）  
（略）

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

○ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

#### 福祉BCPの課題と対策

東日本大震災後の2012～2014年の3年間、私たちは厚生労働科研費を得て、障がい児者被災者、支援者等へのインタビューを100名以上に行い、被災地の福祉関係者と共同研究を行いました。その後も、継

続的に研究を続けた結果、福祉 BCP は企業 BCP と違って、以下の重要課題と対策があることが明らかになりました。

#### 【ハザードの理解と避難】

福祉施設はもちろん、利用者の居宅、また職員自身の自宅や通勤路にはどのようなハザード（洪水や土砂災害、津波の危険性など）があり、警報があったときに、どのような行動をしなければならないかを理解することが最初に重要です。

そして、避難場所、避難方法、持ち出し品などについて、避難先での福祉サービスの継続を考慮して BCP を作成し、訓練します。これにより、早めの避難行動がしやすくなります。

また、入所系施設では夜間は職員が少ないので、地域との連携、訓練がとても重要です。

#### 【ライフライン停止に備えた備蓄等】

災害時には停電、断水が危惧されます。水や食料、薬などは備蓄されていますが、真っ先に困るのはトイレです。利用者だけでなく、職員のトイレ確保も極めて重要です。また、電源確保が大事です。吸引吸痰ができなければ命にかかります。スマートフォンは現代のライフラインです。さらに、夏の冷房対策、冬の暖房対策も命にかかわる課題です。

#### 【職員の自助】

職員が、仮に自宅でケガをしたり、停電断水で家族の生活が厳しかったり、介護や保育をしなければならないとすれば、簡単には出勤できません。やはり停電断水に備えた自助が不可欠です。また、ご近所と仲良くして支え合ったり、場合によっては家族全員で施設に来るなどの対応が求められます。往々にして BCP は事業所での事業継続だけを計画しますが、職員の自助力の向上が前提となることを忘れてはなりません。

#### 【避難連絡・確認、安否確認】

自治体から警報が発令されたとき、訪問系サービスを受けている障がい者については、日常の福祉支援者が避難の必要性を連絡し、避難の有無を確認するのが有効です。その上で、避難支援が必要なときは、地域の支援者や市区町村に状況を伝えるか、場合によって

は自らが避難支援を行うことが求められます。この避難連絡・確認、避難支援は、市区町村が作成する「個別避難計画」と重なります。したがって、福祉関係者が個別避難計画づくりに参画して作成すれば、福祉事業者の BCP の一部となります。

災害が発生してしまえば、利用者及び職員の安否確認が重要になります。多くの場合、安否確認方法は携帯電話や自宅電話の連絡網にとどまっていますが、災害時にはほとんど機能しません。現在は、SNS や ICT を活用した新たな手法が開発されています。また、声掛けなどを含めて近隣職員が訪問したり、地域住民や障がい者支援団体などと連携するなど、事業所の強みを活かしながら対策を講じましょう。

#### 【福祉サービスが継続できる避難先の確保】

小中学校など福祉サービスに課題のある場所が安易に避難場所として選定されていないでしょうか。場合によっては屋外のグラウンドなどが指定されているかもしれませんが、大雨のとき、屋外の避難場所には避難できません。

望ましいのは、同種の福祉サービスを提供している施設への避難です。障がい者入所施設なら同じ入所施設への避難がよいはずです。

また、通所施設や特別支援学校であっても、大災害であつたり、公共交通機関が止まったりで保護者の引き取りがなければ、施設や避難場所において福祉支援を継続しなければなりません。特に東京や大阪では、大地震のときは翌日帰宅を推奨していますから、保護者が引き取りに来られないことを前提に考えておく必要があります。

#### 【支援者の確保】

災害時の利用者支援は 24 時間体制になるので、通常よりも多くの職員が必要です。その上、職員そのものが被災して参集できない可能性もあります。そこで、同一市区町村内の各施設、法人が互いに支援し合えるように協定を結んだり、全国組織との連携により、直ちに支援者を確保できるように検討を進めておきましょう。

## 福祉防災コミュニティ協会による BCP 作成研修

福祉事業者に BCP を普及するため、先の東日本大震災での福祉 BCP 研究メンバーを中心に 2016 年 11 月に一般社団法人福祉防災コミュニティ協会を設立しました。これまで、協会及び所属コーチによる BCP 研修を受けた福祉関係者は数千に及びます。

BCP 作成研修は表 1 のとおり、前期と後期の 2 回、実施します。前期研修は、福祉 BCP の必要性、概要、現場の状況についての講義のあと、災害時に福祉施設をどう運営するかについて参加者同士でワークショップを行い、「ひな型」を活用した福祉防災計画の作成手法の講義を実施します。

その後、参加者の皆さんには、それぞれの組織でアンケートや職員のグループワークを実施しながら、自地域・施設の状況に合わせて BCP 素案を作成してい

たきます。そのため、前期研修と後期研修の間は 1～2 ヶ月空けて日程調整されています。

後期研修は、作成した各自の BCP 素案を持ち寄り、相互参照や講師の助言等によりレベルアップを図るとともに、初動対応について講義します。これにより実効性の高い福祉 BCP が成果として完成し、災害時の福祉施設運営に資する研修となります。

## 市区町村の個別避難計画作成の努力義務化

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という）について、災害時の避難計画を作成する「個別計画」の制度が始まったのは 2005 年です。2020 年 10 月 1 日現在、消防庁によると要支援者名簿に掲載されている者全員について個別計画の策定を完了している市区町村は 12.1%にすぎません。

表 1 福祉 BCP 研修内容及び基本的な時間割

	時間	タイトル	内容
前期研修	13:30～14:15	大災害及び福祉施設の状況	【講義】 (1) 過去の大災害と教訓 (2) 災害時の福祉施設の現状と課題
	14:15～14:40	災害と福祉関係者のイメージづくり	【演習】 (3) 被災者の災害エスノグラフィを読み、課題や教訓を抽出しつつイメージづくりを行う
	14:40～14:55		休憩
	14:55～16:20	グループワーク	【演習】 (4) 参加者 4 人ずつのグループワーク（ワールドカフェ）で、災害時の福祉施設イメージの強化とアイデア出し (5) グループワークの成果紹介
	16:20～17:00	マニュアル作成方法説明	【講義】 (6) BCP の作成方法をひな型で説明 ※ 後日、BCP ひな型を電子データで提供
素案作成	1～2 か月間	各組織でマニュアルの素案作成	(1) 職員アンケートにより、福祉関係者等のリスク、災害時の不安、参集可能性、自助の状況等を把握 (2) 職員のグループワーク等で議論し、ひな型の自施設特有部分を埋め、改良 (3) BCP 素案を作成 ※ ここで作成したマニュアルを後期に持参ください
後期研修	13:30～14:00	重要ポイントの解説	【講義】 (1) 前期研修のおさらい (2) BCP の重要ポイント
	14:00～15:15	グループワーク	【演習】 (3) 参加者 4 人ずつのグループワーク（ブレインストーミング）と講師の助言
	15:15～15:30		休憩
	15:30～16:20	初動対応とマニュアルのレベルアップ、継続性	【講義】 (4) 初動対応の防災スタート BOX (5) BCP のレベルアップ事例紹介 (6) 計画に基づく訓練、検証、見直し継続への展開
	16:20～16:30	質疑応答	【講義】 (7) 質疑を受け、講師が応答 (8) 各自の福祉防災計画第 1 版が完成 (9) 振り返り、アンケート記入

2021年度の災害対策基本法改正により、個別計画は「個別避難計画」と名称が変更となり、その作成が市区町村の努力義務と位置づけられました。

要支援者の個別避難計画を作成し、安全な避難を確保するためには、要支援者本人が家族及び支援者らとともに計画策定のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高め、実効性を確保することが重要です。

大分県別府市や兵庫県の先進事例では、要支援者を日常で支援し、状況をよく知っている相談支援専門員が参画して個別避難計画を作成し効果を挙げています。さらに、優先度の高い要支援者については、本人も参加する地域調整会議を開催し、福祉専門職や地域住民が必要な情報を共有し、調整を行って個別避難計画を作成します。実際に計画作成する福祉専門職には、1件で7000円の報酬が支払われます。

一方で、福祉専門職は多くの要支援者を抱えており、災害時にすべての要支援者の避難支援はできません。このため、地域住民による避難支援への協力が必要です。このような調整を行うのが、市区町村の役割となります。

## 福祉避難所ガイドライン改定

多くの市区町村は、福祉避難所を二次的な避難所と位置づけています。

しかし、二次避難所として運用された場合、障がい者から考えるとどうでしょう。「警戒レベル3・高齢者等避難」が出たときに、最初に向かうのは小中学校など一般の避難場所です。自閉症の障がい児者、精神障がい者や保護者などはその避難場所に行けるでしょうか。当事者が不安定になって発作を起こしたり、大声を出して周囲に迷惑をかけるかもしれないのです。

実際、熊本地震において、熊本県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会が保護者アンケートを行ったところ、65%の家族が避難し、避難先は車中泊が指定避難所の2倍以上（657家族、避難者全体の65%）

でした。全国の市区町村のうち特別支援学校を避難所に指定しているのは149、11.9%にすぎません。小中高校が96.7%であるのに比べると、違いは歴然としています。

内閣府は福祉避難所ガイドラインを2021年5月に大幅に改定して、福祉避難所を二次避難所ではなく、一般の避難所と同時期に開設すべきものと明記しました。

「市町村は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合（災害時）で、高齢者等避難が発令された場合などには、指定福祉避難所を開設する。」

東日本大震災では、福祉施設に300名もの地域住民が避難してきたため、50名の重症心身障害者を抱える中、困難な状況に陥った事例もありました。そこで、福祉避難所の負担を軽減するため、原則として、事前に避難予定者と福祉避難所をマッチングさせ、直接避難できるようにしています。

## おわりに

わが国は災害列島と呼ばれ、毎年のようにどこかで大災害が発生します。しかし、都道府県では「たまに」、市区町村では「ごくまれに」被災を経験する程度です。まして、個々の福祉関係者にとっては、ほとんどの場合、「初めて」の経験です。

それでもなお、災害時に障がい者等の要支援者を守るためには、日常から支援している福祉関係者が役割を果たすほかはありません。

福祉BCP、個別避難計画、福祉避難所の整備という障がい者等への災害時支援の取り組みは、地域住民、市区町村を巻き込むことで、平時の地域社会で支え合える関係を作る機会にもなります。「災害は弱い者いじめ」という社会に訣別し、日常も災害時も安心で安全な地域共生社会づくりを進めていこうではありませんか。

# コロナ対応を通して深めるエリア連携

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 杉並育成園すだちの里すぎなみ 施設長

## 小林 哲

2020年3月、千葉の北総育成園でのクラスター発生の報道は衝撃的でした。ここから明日は我が身と、心が休まることのない日々が始まりました。次々に報道される情報に翻弄され、ウイルスが入ってこないことを願う日々が続いていました。

そのような中、当法人本部では入所系施設の施設長が集まり、臨時コロナ対策会議が開かれました。法人より事業継続は使命であり、感染の拡大を最小限に留めるBCPを整備することが示されました。各施設が陽性疑いや陽性者を一時的に隔離して施設内での感染拡大を食い止める方策を早急に協議し、臨時コロナ対策会議でBCPを持ち寄り確認しました。会議の中では、法人内での応援体制がリストアップされ、職員に対するコロナ手当についても整備されました。

2021年4月に、法人からBCP整備の3ヵ年計画が示されました。1年目は施設ごとにBCPを整備し、2年目は応援体制も含めたエリアでのBCPの整備、そして3年目にエリアで防災訓練をしていくというものでした。各施設では大なり小なり何かしらの対応が日々続き、気が休まらない中ではありましたが、実践を積み重ねることによりBCPがより具体的なものへと更新されていきました。

第5波の収束が見え、自粛していた事業や活動を再開していく過程で感じたのは、自粛よりも再開していく方が大変かもしれないということでした。コロナ



クリーンゾーン（左側）とレッドゾーン（右側）の間に設けた、職員が防護衣を着脱するユニット

禍しか経験していない職員もいて、自粛体制により限定的になっていた業務が広がることを負担に感じてしまうこともありました。

再開に向けてシフトチェンジした矢先、オミクロン株の出現により流れは急変しました。濃厚接触者となった職員が出勤できず、支援体制を維持するための調整に追われました。さらに施設やグループホームで感染が広がり、皆さんがギリギリのところまで事業継続をしていました。

オミクロン株は感染が強いため、判明したときにはフロア内に感染が広がっており、用意していた隔離スペースを使用する前に、フロアごと閉鎖して対応せざるをえない状況でした。フロアタイプの入所施設では、区分けすることが難しく、最終的にはフロア全体をレッドゾーンとして対応することになりました。複数名の職員が出勤できず、自力での事業継続が危ぶまれる施設もありました。そこでエリアの理事やブロック代表施設長がエリアの各施設へ応援を呼びかけ、いくつかの施設から職員が応援に入りました。準備していたエリア連携が活かされた事例でした。

保健所や医療機関の協力も事業継続を後押ししてくれました。保健所は入所施設の利用者の特性や建物の構造を理解くださり、根気よく入院調整をしてくださいました。職員体制確保に限界が見えたときの医療機関受け入れの朗報には、多くの施設が安堵していました。

法人としての新型コロナウイルス対策の取り組みは、様々な方法で事業継続した経験を通してBCPを磨き上げ、さらに職員を応援派遣し合うことによりエリア連携を深めることにもなりました。引き続き、コロナ禍において現場で日々奮闘している職員の気持ちを大切にしながら、コロナ禍を一緒に乗り越えていきたいと思っています。

# 日本発達障害連盟 令和4年度事業計画

## 【公益事業】

### ア、開発途上国支援事業

#### アー 1、情報提供事業

(独)国際協力機構から研修指導・運営を委託されて実施し、蓄積されてきた優れた研究・実践レポートをデータベースとして情報提供する。また、アジアリソースセンターで実施しているアジア会議での「星槎賞」を受賞した研究・実践についてもデータベース化し、情報提供する。

#### アー 2、開発途上国で実施する事業

アジア知的障害連盟に加盟する国等と連携し、開発途上国の非営利団体活動支援のために人材を派遣等についてニーズ調査を行う。

### イ、国際交流事業

イー 1、アジアおよびその他地域の関係者との連携強化——2022年12月アジア知的障害会議理事会に参加する。

### ウ、日本国内の発達障害者の生活向上と社会統合をめざす事業

#### ウー 1、発達障害福祉月間の実施

内閣府主催の12月に実施される障害者週間セミナーへエントリーするとともに、構成団体と協力し全国の関係機関へ啓発事業の実施を呼びかける。

#### ウー 2、情報提供事業

1)『発達障害白書2023年版』の編集、発達障害分野の書籍・DVDの頒布。

2) JL NEWSの発行、ホームページ等での情報発信。

国内外の情報を提供することを目的として、隔月(141～146号)および号外1号を発行し、関係団体(者)に配布する。テーマは、医療、教育、福祉、法改正、国際協力等。A4版8ページ。5月6,000部配布号、7、9、11、1、3月500部配布号、号外号8,000部配布。また、ホームページ等を充実させ、構成団体の研修等の情報も掲載し、様々な情報提供に努めると共に事業の理解・協力者の獲得をはかる。

#### ウー 3、研究・啓発事業

1) 発達障害医学セミナーを配信または集合研修にて開催する。

テーマ：発達障害の併存症 日程：12月調整  
場所：青山学院大学 定員：100名

2) (1) 発達障害自閉症セミナーを配信または集合研修にて開催する。

テーマ：共生社会の実現を目指した自閉症支援を考える～自閉症支援のコアスキルを学ぶには～  
日程：2022年9月10、11日(土、日)

場所：北とぴあ(東京都北区) 定員：100名

(2) 発達障害児・家族に関わる支援者を伸ばす実践セミナーを配信または集合研修にて開催する。  
テーマ：【講義／演習から学ぶ】子ども支援・家族支援の実践セミナー～子ども支援の手だて、支援計画の立案、保護者面接の実際の事例を通して～

日程：2022年10月29、30日(土、日)

場所：北とぴあ(東京都北区) 定員：100名

ウー 4、調査、資料収集、研究事業——実施の予定なし

ウー 5、事務所賃貸事業——本連盟と同様の目的で活動する非営利団体に事務所および会議室を賃貸する。

## 【その他の活動】

### 組織の運営・強化

(1) 正会員の拡大 (2) 準会員の拡大

(3) 賛助会員の拡大

(4) 寄付金獲得

新しい時代に合った資金獲得手段(クラウドファンディングなど)を活用し、連盟の強みを生かした事業を計画し、賛同者と資金獲得を目指していく。また、連盟の事業を企業などに周知し、事業などに対する寄付獲得する。

(5) 委員会の設置

事業運営を円滑に行う為に委員会を設置し、事業の内容の検討を行う。

(6) 総会・理事会の開催

6月に令和3年度決算についての理事会・総会を実施する。また、3月に令和5年度の予算理事会を実施する。

## 寄附のお願い

本連盟は、日本における知的障害、発達障害等の方々やご家族に対して、関係する方々のネットワークと国際交流を目的として活動しており、①発達障害者支援に関する研究及び援助、②諸外国との交流による国内の発達障害者支援の進展を図ること、③国内の発達障害団体間の連携・調整を図り、ネットワークの構築を目指すこと。この3点の目的に沿って、各種の事業活動を実施しています。(別紙で連盟の紹介・賛助会員募集のチラシが封入されていますので詳しい活動はそちらをご覧ください。)

これらの事業に必要な資金は、主に賛助会員の皆様からの会費及び、各事業実施に伴う収入を当てておりますが、これらの事業を一層充実させるためにも、ぜひとも多くの方々のご支援、ご協力を必要としています。ぜひ、本連盟の趣旨にご賛同いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。皆さまのご寄付により、活動を継続することができ、またより幅広く展開することができます。お寄せいただいた寄附金は、本連盟の「寄附金等取扱規程」に基づき、大切に活用させていただきます。

※本連盟は公益社団法人ですので、ご寄附をいただいた場合には、個人・法人ともに税制上の優遇措置を受けられます。

### ご寄附の方法

詳しくはホームページをご覧ください。

[http://www.jlidd.jp/supports\\_cooperates/supports\\_donation/](http://www.jlidd.jp/supports_cooperates/supports_donation/)

ホームページ QR コード ▶



◆ソフトバンクの「つながる募金」からもご寄附いただけます。

下記のQRコードを読み取っていただくことで寄附の設定サイトが表示されます。

1か月から12か月まで継続的に寄付が設定できるサービスとなっており、ご寄附額が100円、500円、1,000円、3,000円、5,000円、10,000円から選択できます。

※ソフトバンクのスマートフォンをご利用のかたは携帯電話利用料金と一緒に支払いただけます。

※ソフトバンクのスマートフォン以外をご利用のかたはクレジットカードでのお支払いとなります。ご利用可能なクレジットカードはVISA、MasterCard、JCB、Diners Club、American Expressです。



## 賛助会員募集

私たちの事業活動にご賛同いただける会員(個人・法人)を募集しています

◆会費1口(1年間4月1日から3月31日まで)10,000円

◆会員特典がございます。

◆◆◆ご賛同いただきありがとうございます◆◆◆

(21.12.22～22.4.28 順不同/敬称は省略させていただきます)

桑原桂 竹下洋久 早坂方志 (有)池ちゃん家・ドリームケア (特非)にじと風福祉会 (特非)せたがや白梅 白梅福祉作業所



## 公益社団法人 日本発達障害連盟

私たちは、世界の知的障害・発達障害のある人々が、障害のない人と共に参加する共生社会の実現を目指しています。

### 【構成団体】

当事者と親・保護者の会 <b>一般社団法人</b> <b>全国手をつなぐ育成会連合会</b> 【ホームページ】 <a href="http://zen-iku.jp/">http://zen-iku.jp/</a> 【連絡先】 03-5358-9274	福祉施設関係者の団体 <b>公益財団法人</b> <b>日本知的障害者福祉協会</b> 【ホームページ】 <a href="http://www.aigo.or.jp/">http://www.aigo.or.jp/</a> 【連絡先】 03-3438-0466	学校教育関係者の団体 <b>全日本特別支援教育研究連盟</b> 【ホームページ】 <a href="http://zentokurenhp.world.coocan.jp">http://zentokurenhp.world.coocan.jp</a> 【連絡先】 03-3822-1606	研究者の団体 <b>日本発達障害学会</b> 【ホームページ】 <a href="http://www.jasdd.org/">http://www.jasdd.org/</a> 【連絡先】 03-5814-8022
--	---	--	---

編集：公益社団法人 日本発達障害連盟 会長 小澤 温  
〒114-0015 東京都北区中里1-9-10 パレドール六義園北 402  
TEL：03-5814-0391 FAX：03-5814-0393 URL：http://www.jlidd.jp/

発行：障害者団体定期刊行物協会(SSKP)  
〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷3-1-17 ヴェルドゥーラ祖師谷 102  
※無断転載・複製を禁じます。 2022年4月11日発行 定価100円